

平成20年4月から老人保健制度に変わり「後期高齢者医療制度」がスタートします。これまで75歳の方や65歳以上で障害認定を受けている方は、国民健康保険などに加入しながら、老人保健制度による医療を受けていましたが、平成20年4月から鹿児島県後期高齢者医療広域連合が運営する「後期高齢者医療制度」に加入し、医療を受けることとなります。そこで、80歳になる田中さんと担当の外村くんの会話から保険料について紹介いたします。



担当：外村くん



80歳の田中さん

**田中さん：**それで私の保険料はいくらになるのかい？

**外村くん：**それでは、平成19年度の国民健康保険税と比較してみましょう。  
田中さんは一人世帯で年金収入が160万円ですね。固定資産税なし

**年金収入160万円－公的年金控除120万円－基礎控除33万円＝課税所得額7万円**



### 国民健康保険税（世帯全員で課税）

- ①所得割 70,000円×9.3%=6,510円
  - ②資産割 0円×37%=0円
  - ③均等割 22,000円×1人=22,000円(6,600円)
  - ④平等割 24,500円(7,350円)
- ※所得判定で7割軽減に該当。③均等割④平等割それぞれ7割軽減。( )の数字となります。  
①+②+③+④ 合計 20,400円

### 後期高齢者医療制度（一人ひとりで計算）

- ①所得割 70,000円×8.63%=6,041円
  - ②均等割額 45,900円(13,700円)
- ※所得判定で7割軽減に該当。②均等割額を7割軽減。( )の数字になります。  
①+② 合計 19,700円

**田中さん：**安くなるのかい？

**外村くん：**田中さんのように一人世帯の方は、後期高齢者医療の方が保険料負担は低くなります。しかし、ご主人と奥様など、世帯内の複数人が後期高齢者医療へ加入される場合、保険料は一人ひとりで計算されますので世帯全体で考えれば負担が増すことが考えられます。その他、国民健康保険税で資産割額がある方は、負担が軽減される場合が考えられます。

**田中さん：**それで保険料はどうやって納めるのかい？

**外村くん：**年金から天引きされる「特別徴収」と納付書または口座振替による「普通徴収」になります。特別徴収の方は、年額18万円以上の年金を受給している方で、今年4月の年金から基本的に天引きされます。ただし、介護保険料と合わせた額が年金額の1/2以上を越える場合などは、普通徴収になります。

**田中さん：**ありがとう。

**外村くん：**いえ、いえ。また何かありましたら税務課町民税係（☎53-1111 内線2119）へお問い合わせください。

**田中さん：**後期高齢者医療制度のことで聞きたいのですが？私も該当しますか？

**外村くん：**田中さんは80歳ですので、4月から後期高齢者医療制度に加入することになります。この制度は75歳以上の方はすべての方が、そして65歳以上の方で障害認定を受けている方が加入することになります。

**田中さん：**保険料はどうなるのかい？

**外村くん：**保険料は一人ひとり計算します。その内訳は全員の方が均等に負担いただく均等割額(45,900円)と前年中の所得に応じて計算される所得割額(所得割率8.63%)の合計となります。ただ、世帯(世帯主と世帯の被保険者)の所得に応じて7割・5割・2割の軽減措置が行われます。

- ◇7割軽減：前年所得が 330,000円以下  
均等割額 45,900円 → 13,700円
- ◇5割軽減：前年所得が 330,000円+245,000円×(世帯主を除く被保険者数)以下  
均等割額 45,900円 → 22,900円
- ◇2割軽減：前年所得が 330,000円+350,000円×(被保険者数)以下  
均等割額 45,900円 → 36,700円

※65歳以上の方で公的年金などの所得のある方は、その所得(年金収入－公的年金控除)から15万円を差し引いて判定します。